資料５

暫定税率の適用期限の見直し

令和８年１１月６日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

暫定税率の趣旨等

- 基本税率　：中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される関税率。
- 暫定税率　：政策上の必要性等から、**適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正**する関税率。

➡ 令和９年３月31日に適用期限が到来する404品目について対応を検討する必要。

○ 暫定税率を設定している品目

種類	対象品目	品目数
関税割当制度	ウルグアイ・ラウンド合意（1994年）実施前に導入されているもの ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）、とうもろこし（コーンスターチ製造用等）、麦芽、無糖ココア調製品（チョコレート製造用）、トマトピューレー・トマトペースト（トマトケチャップ・トマトソース製造用）、パイナップル缶詰	13品目
	ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、市場アクセス機会を提供するため設定されているもの※ 脱脂粉乳（学校等給食用、学校等給食用以外）、無糖れん乳、ホエイ等（無機質濃縮ホエイ、配合飼料用、乳幼児用調製粉乳等製造用等）、バター及びバターオイル、調製食用脂、その他の乳製品、豆類、落花生、こんにゃく芋、皮革、革靴、でん粉、繭・生糸	144品目
国家貿易制度	コメ、麦等（小麦、大麦）、指定乳製品等	86品目
協定税率等より低い水準・調整金等徴収	砂糖類、国家貿易品目等（コメ、麦等（小麦、大麦）、指定乳製品等）の枠外輸入	99品目
協定税率等より低い水準（関係国との協議結果）	冷凍さば等水産物、牛肉、豚肉、紙巻たばこ	54品目
基本税率等より低い水準（産業政策上の必要性）	バイオETBE、バイオエタノール（バイオETBE製造用）、バイオポリエチレン、LiBOB	8品目
	合　計	404品目

※ ウルグアイ・ラウンド合意実施前に関税割当制度が導入されたが、現行措置は同合意に基づく皮革、革靴を含む。

検討の視点と論点

- 暫定税率は、その恩恵（便益）の規模や適用実態等の**品目ごとの状況**を踏まえ、**国内産業保護**、**消費者等の利益確保**、**国際交渉との関係等**を考慮し、その**必要性・合理性**に基づき**各年の関税改正で検討**。
- 適用期間については、その時々に上記の点を判断するという趣旨から**１年**としてきたもの。
- 各年の検討の結果として、**長期にわたり**適用期限が**延長されている品目**が存在。これまで本分科会においても、「長年の間、暫定税率として毎年延長してきているという状態が正常な形なのか」とのご指摘。

➡ 暫定税率設定の考え方を振り返り整理したうえで、適用期限の到来する暫定税率の取扱いを検討。

○ 近年の暫定税率設定品目数の変動

年度	主な暫定税率設定品目数の増減要因	暫定税率設定品目
令和元	バイオポリエチレンに係る暫定税率設定（＋５品目）	416品目
2		416品目
3	ポリ塩化ビニル（PVC）製手袋に係る暫定税率設定（＋１品目）	417品目
4	たまねぎ及びノルマルパラフィンに係る暫定税率廃止（－５品目）	412品目
5		412品目
6	ポリ塩化ビニル（PVC）製手袋に係る暫定税率廃止（－１品目）	411品目
7	リチウム＝ビス（オキサラート）ボラートに係る暫定税率設定（＋１品目）	412品目
8	石油化学製品製造用揮発油（ナフサ）、灯油及び軽油に係る暫定税率廃止（－８品目）	404品目

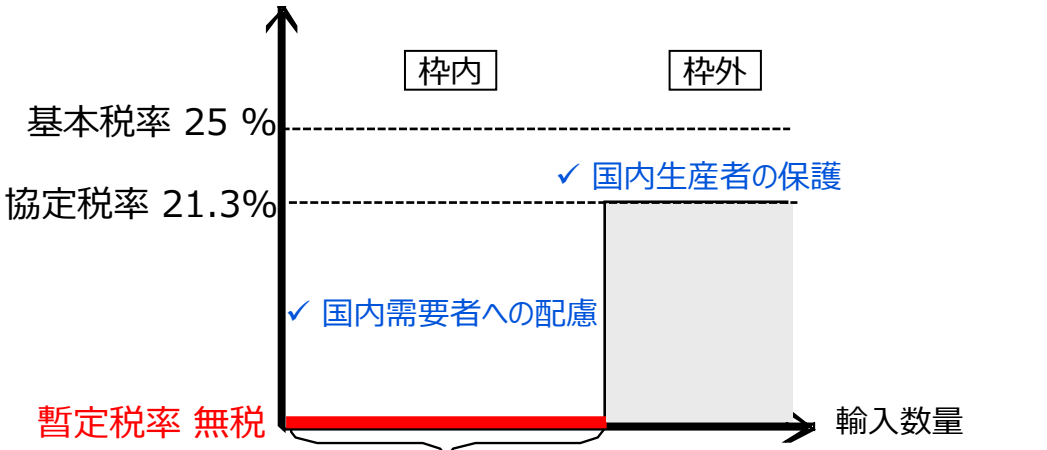
暫定税率が定められる場合とは

- 現行の関税率体系は、平成６(1994)年のウルグアイ・ラウンド（UR）交渉妥結を受け、平成７年に整理・合理化されたものが基礎。
- この体系において、暫定税率は、**関税割当**の対象となる品目や、**関係国との協議結果に基づく引き下げ**を国定税率により行う品目などに限定して設定（参考　平成６年関税率審議会答申）。
- この下で、①毎年定める一定数量に限り無税又は低税率を適用する**関税割当**※等の制度を実施するための場合、②**国際交渉**の注視を要する場合、③**政策上の必要性**が変わり得る場合等に暫定税率を設定。

※ 過去の関税・外国為替等審議会等において、過度の輸入抑制効果や国内産業の合理化の阻害などの弊害が生じないよう常に見直しを行い、一般の税率形態への移行の可能性を検討すべきものと位置付け。

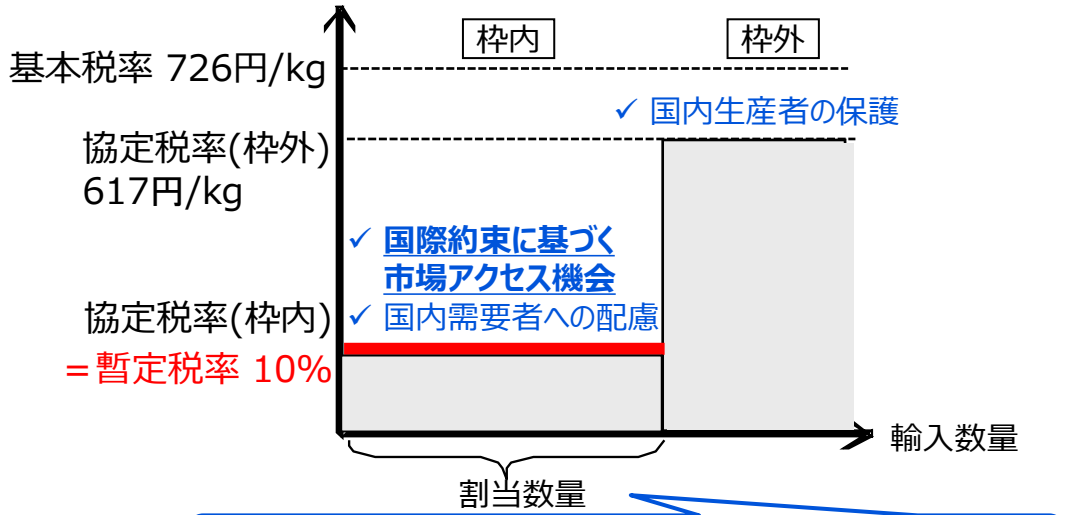
①の例：無糖ココア調製品

【UR合意実施前に、関税割当制度を導入】



②の例：落花生

【UR合意に基づき、市場アクセス機会を提供するため、関税割当を設定】



③の例：バイオエタノール

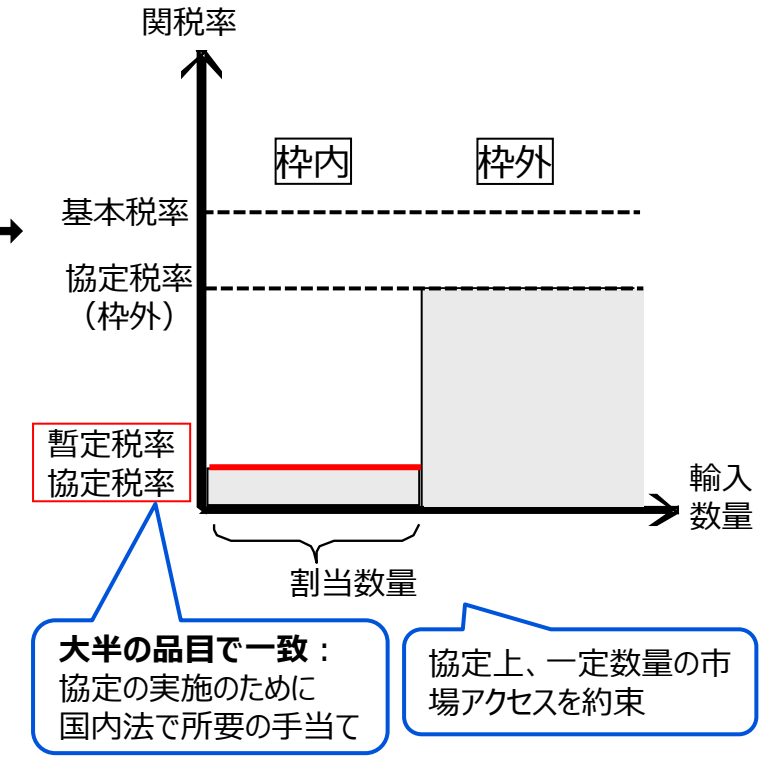
【産業政策上の必要性】暫定税率を無税とし、バイオエタノール導入を促進。一方、今後、国産の次世代バイオエタノールの普及が進んだ場合には関税適用の選択肢も。

暫定税率のあり方

- 暫定税率の対象となってきた類型については、その**暫定的な性格が現時点でも**認められる。
- その中で、WTOドーハ・ラウンドが決着していないことを踏まえ定められてきた暫定税率については、ウルグアイ・ラウンド(UR)合意から30年以上が経過する中で、**税率水準が定着**してきていることも事実。
- 適用期限を**１年以上延長する要望**も踏まえ、暫定的な性格や税率水準の根拠に**持続性**がある場合には、制度の**安定性**に配慮して、適用期間を１年ではなく**複数年**とすることも考えられるのではないか。
- 例えば、**UR合意**に基づき**関税割当**が設定されている品目の多くは、WTO協定上譲許されている水準に等しい暫定税率が規定。暫定的な性格や税率水準の根拠に一定の**持続性**があるのではないか。

暫定税率の種類	
関税割当制度	ウルグアイ・ラウンド合意実施前に導入したもの
	ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、約束した市場アクセス機会を提供するため設定しているもの
国家貿易制度	
協定税率等より低い水準・調整金等徴収	
協定税率等より低い水準（関係国との協議結果）	
基本税率等より低い水準（産業政策上の必要性）	

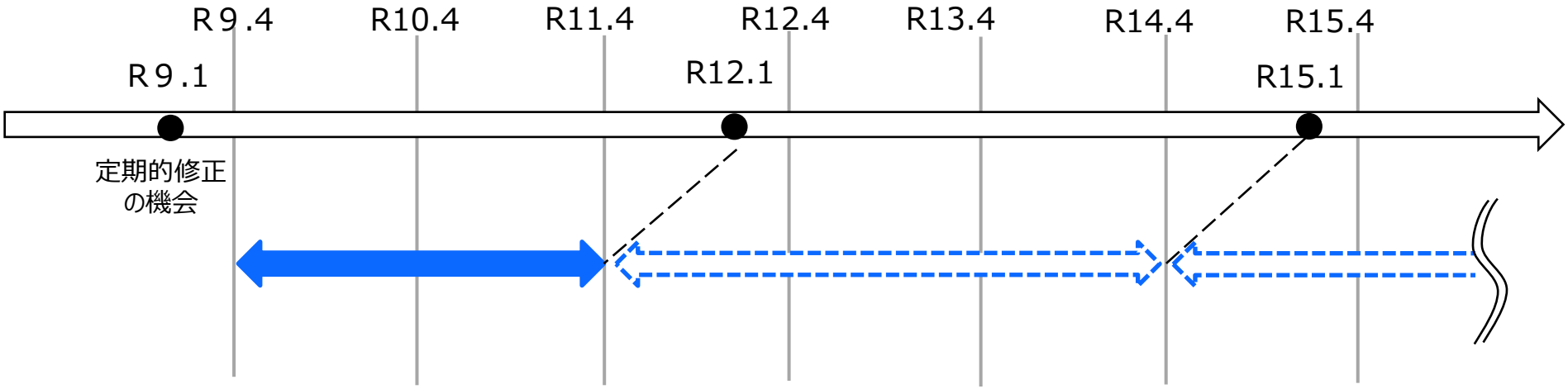
【イメージ図】



適用期間の検討

- 一部の品目について暫定税率の適用期間を１年ではなく複数年とする場合でも、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉等との関係等の観点から、**定期的なフォローアップ**は重要。
- 適用期間を検討する上で、例えば、WTOにおける協定税率の据置期間（GATT第28条第１項）が参考になるのではないか。令和９年度以降、協定上の手続に従い譲許税率を修正する最初の機会は**令和12年１月**。

○ 譲許表修正の機会に合わせた適用期間（イメージ）



○ 関税暫定措置法における各種制度の適用期間（令和８年度）

制度	現在の適用期間
特別緊急関税	令和８年４月１日～令和９年３月31日（１年）
沖縄における特例措置（選択課税制度）	令和７年４月１日～令和９年３月31日（２年）
沖縄における特例措置（特定免税店制度）	令和６年４月１日～令和９年３月31日（３年）
航空機部分品等の免税、加工再輸入減税	令和８年４月１日～令和11年３月31日（３年）
特恵関税	令和３年４月１日～令和13年３月31日（10年）

今後の方向性

検討すべき事項

- 令和９年３月31日に適用期限が到来する404品目の暫定税率について、暫定税率設定の必要性・合理性等を検討し、 延長等の対応をする必要。
- 延長の必要性の検討においては、品目ごとに、以下の観点を踏まえることが適当。

 【品目の現状】 産業等についての適用実態、暫定税率の恩恵の規模

 【検討の視点】 国内産業保護との関係、消費者等の利益確保との関係、国際交渉との関係
- 適用期間について、**暫定的な性格**や**税率水準の根拠**に**持続性**がある**品目**については、**制度の安定性**に配慮し**複数年**とすることも考えられる。その場合、定期的フォローアップを確実に行えるよう、適切に期間を定める必要。
- 例えば、**ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税割当が設定されている品目は、**その多くがWTO協定の実施のため協定上譲許されている水準と等しい暫定税率を規定。暫定的な性格や税率水準の根拠に一定の持続性が認められるのではないか。

（参考）令和７年度法案審議　附帯決議

衆・財金委（令和７年３月14日(金)）

【関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　関税率の設定に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業の利益を十分に配慮しつつ、国民生活の安定・向上に寄与するよう努めるとともに、過度な恩恵を相手国に与えず調和のとれた対外経済関係の強化を図ること。

二　関税の基本税率を引き下げるための**暫定税率については、その恩恵の規模や産業等について適用実態の公開を進めた上で、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、真に必要かつ合理的と認められるものに限り、適用期限の延長措置を講じる**こと。

三　自由貿易が人類の繁栄と世界の平和をもたらすとの基本的な考えに基づき、自由で公正・公平な経済秩序の維持・強化を推進するため、我が国の関税制度を不断に見直すとともに、保護主義的な政策が広まらないよう、諸外国及び国際機関との連携を強化すること。

四　最近における社会のデジタル化の進展等の技術革新、厳しさを増す安全保障環境など、税関を取り巻く経済・社会情勢が急速に変化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等の不正薬物、銃器、金地金、知的財産侵害物品やテロ関連物品等の密輸を阻止するとともにロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障へも対応し、水際において国民の安全・安心を確保しつつ、本年開催される大阪・関西万博におけるテロ対策や展示物等の的確かつ迅速な通関等を通じ安全かつ円滑な開催に寄与するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構・職場環境の充実、取締検査機器等を含む業務処理体制の整備及び安全管理の徹底等に特段の努力を払うこと。

（参考）令和７年度法案審議　附帯決議

参・財金委（令和７年３月31日(月)）

【関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　関税率の設定に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業の利益を十分に配慮しつつ、国民生活の安定・向上に寄与するよう努めるとともに、過度な恩恵を相手国に与えず調和のとれた対外経済関係の強化を図ること。

二　関税の基本税率を引き下げるための**暫定税率については、その恩恵の規模や産業等について適用実態の公開を進めた上で、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、真に必要かつ合理的と認められるものに限り、適用期限の延長措置を講じる**こと。

三　自由貿易が人類の繁栄と世界の平和をもたらすとの基本的な考えに基づき、自由で公正・公平な経済秩序の維持・強化を推進するため、我が国の関税制度を不断に見直すとともに、保護主義的な政策が広まらないよう、諸外国及び国際機関との連携を強化すること。その際、国内の食料・産業基盤への影響にも配慮すること。

四　ロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障への対応及び覚醒剤等の不正薬物や金の密輸入阻止の観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。

五　社会のデジタル化の進展等の技術革新、厳しさを増す安全保障環境など、税関を取り巻く経済・社会情勢が急速に変化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、覚醒剤等の不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品や知的財産侵害物品等の国内持込みの阻止により国民の安全・安心を確保しつつ、本年開催される大阪・関西万博におけるテロ対策や展示物等の的確かつ迅速な通関等を通じ安全かつ円滑な開催に寄与するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実、職場環境及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備等に特段の努力を払うこと。